

岡山在宅介護支援協会 会則

第1章 総 則

第1条 (名称) 当会は、岡山在宅介護支援協会と称する。

第2条 (目的) 当会は、以下の事業を行うことを通して、当会の会員が各々のサービスを提供することにより、在宅で生活する要支援・要介護の状態にある方、高齢者及びその家族並びに介護者に対して最適の支援を行うことを目的とする。

1. ケアマネージャー・利用希望者への情報提供ならびに最適なサービスの紹介
2. 会員相互の情報交換のためのデータベースの整備
3. その他前各号に附帯関連する一切の事業

第3条 (主たる事務所の所在地) 当会は、主たる事務所を岡山市に置く。

第4条 (機関) 当会には機関として総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

第5条 (会員) 当会の会員は、当会の目的に賛同して入会した者 (法人又は個人事業者) とする。

第6条 (入会) 当会の成立後会員となるには、当会所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

第7条 (入会金及び会費) ①当会に入会しようとする者は、入会金として金2万円を納入しなければならない。

②会員は、当会の会費として、毎年金1万円を納入しなければならない。

③入会金及び会費の徴収方法その他詳細は理事会が別途定めるものとする。

第8条 (遵守事項) 会員は、理事会が別途定める遵守事項に違反する行為をしてはならない。

第9条 (会員名簿) ①当会は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当会の主たる事務所に備え置くものとする。

②当会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当会に通知した居所にあてて行うものとする。

第10条 (退会) 会員は、次に掲げる事由によって退会する。会員が退会した場合、納入済みの入会金及び会費は、返金しないものとする。

1. 会員本人の退会の申し出。ただし、会員の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
2. 法人の破産、個人の廃業・死亡など、事業を継続できない事由が生じたとき。
3. 当該会員を除く、総会員の同意があったとき。
4. 遵守事項違反により理事会が除名の決定をしたとき。

第3章 総 会

第11条 (招集) 当会の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

②総会は、理事会の決定により理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

③総会を招集するには、会日より5日前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

第12条 (招集手続の省略) 総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第13条 (議長) 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

第14条 (決議事項) 定時総会においては、次の事項を決議する。

1. 決算 (計算書類) の承認
2. 会則の制定及び変更に関する事項
3. 理事会において総会に付議すべき旨議決した事項
4. 会則で総会で決すると規定された事項
5. その他、当会及び会員について特に重要な事項

第15条 (議決権・決議の方法) ①総会において、会員は1名につき1個の議決権を有する。

②総会の決議は、法令又は会則に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

第16条 (議決権の代理行使) 会員は、他の会員等を代理人として、議決権を行

使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第17条 (議事録) 総会の議事については、議事録を作成し、出席した理事が署名又は記名押印して5年間当会の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び理事長

第18条 (員数) 当会の理事の員数は、3名以上とする。

第19条 (選任方法) 当会の理事の選任は、総会において出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

第20条 (理事長) 理事の互選によって理事長1人を選定するものとし、理事長が当会を代表する。

第21条 (職務) 理事は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。

第22条 (任期) ①理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第23条 (報酬等) 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受け取る財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第5章 理 事 会

第24条 (業務) 当会の業務執行は理事会の決するところによる。

第25条 (招集) 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

第26条 (招集手続の省略) 理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第27条 (議長) 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第28条 (決議) 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第29条 (決議の省略) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又はEメールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第30条 (議事録) 理事会の議事については、議事録を作成し、出席理事がこれに署名又は記名押印し、5年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 監 事

第31条 (業務) 監事は当会の財産の状況及び業務執行の状況を監査する。

第32条 (員数) 当会の監事の員数は、3名以内とする。

第33条 (選任の方法) 当会の監事の選任は、総会において出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

第34条 (任期) ①監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監事の補欠として、又は増員により選任された監事の任期は、前任者又は他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。

第35条 (報酬等) 監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受け取る財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第7章 計 算

第36条 (事業年度) 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第37条 (計算書類等の提出等) ①理事長又は理事は、毎事業年度、計算書類 (収支計算書及び財産目録) 及び事業報告書を定時総会に提出しなければならない。

②前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

第38条 (計算書類等の備置き) 当会は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告書を、定時総会の日の1週間前日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第39条 (会則に定めのない事項) この会則に定めのない事項については理事会にて決するものとし、特に重要な事項は総会にて決するものとする。

平成23年4月1日 作成